

介護給付費請求書等の提出締切日

毎月10日

※10日が休日の場合は本会事務所を開所いたします。

※1～9日が休日の場合は、閉所しておりますのでご注意ください。

《留意事項》

【伝送請求の場合】

休日等にかかわらず、毎月1日～10日の間は伝送請求が可能です。

【媒体・紙請求を直接本会事務所に持参する場合】

毎月1日～10日の業務時間内(8:30～17:15)にお願いします。

※10日以外の土日祝日は閉所しております。

【媒体・紙請求を郵送等により提出する場合】

本会介護保険係あて10日必着でお願いします。

【主治医意見書作成費の請求】

介護給付費請求書等の提出締切日と同様に毎月10日締切となります。

※10日以外の土日祝日は閉所しております。

佐賀県国民健康保険団体連合会